

議会庁舎の整備に当たっての基本的な考え方（平成27年12月 北海道）

1 整備の必要性

(1) 現 状

現議会庁舎は、昭和26年2月に議事堂部分を、昭和27年に執務室部分を整備し、その後一部を増築整備している。

庁舎は、鉄筋コンクリート造、地上5階・地下1階建て、延べ床面積は13,135㎡となっている。

庁舎の建築から64年が経過し、次のとおり老朽化や狭隘化等が進み、その解消が大きな課題である。

ア 老朽化

応急的な修繕を行ってきているものの、平成25年6月には、庁舎1階部分の外壁の石板9枚がはがれ約3m下の地面に落下し、同年7月には、庁舎2階議長室前の廊下の天井の一部がはがれ落下するなどの老朽化が著しい状況となっている。

また、給排水設備なども劣化が進行している状況である。

イ 耐震性

平成14年度に実施した耐震診断調査では、耐震判定係数が0.5（建築基準を充たす建物としては1.0以上が必要）となっており、震度5を超える地震の際には、倒壊など建物に大きな被害が生じる恐れがあるとされている。

ウ 狭隘化

過去に数回の増築をしているものの、議員一人当たりの総面積は全国平均（議会単独庁舎）を大幅に下回っており、また、議場の一議席当たりの面積は全国最小となっている。

傍聴席については、通路や座席の間隔が狭く、やや急な勾配となっているなど、全体的に狭隘な環境となっている。

エ ユニバーサルデザインへの対応

現議会庁舎は、傍聴者が地下階段を通過して入場する構造になっている。

また、庁舎内の至る所に段差があり、車椅子での通行に支障が生じているなど、ユニバーサルデザインの観点からも利用しづらい環境となっている。

(2) 対応の方向性

平成7年12月に「道議会庁舎改築整備計画」(延べ床面積28,990㎡)を策定し改築を決定したが、道の財政状況を考慮し、経費圧縮策について検討した。

平成18年には同整備計画を抜本的に見直すこととし、以後、議会において検討が行われてきた。

しかし、近年の大規模災害の多発や外壁の剥落、天井の落下といった事態を踏まえ、議会としては、これ以上の先送りは困難と判断し、平成26年3月に「北海道議会庁舎改築基本構想」を策定した。

議会においては、この基本構想を踏まえ、施設・設備の整備内容について更に検討を行い、平成27年12月に、「北海道議会庁舎改築基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、12月10日、議長からその実現に向けて要請がなされた。

道としては、現議会庁舎の抱える耐震性や老朽化、狭隘化などの課題を解決し、ユニバーサルデザインなど時代にあった庁舎とするためには、改築による整備が必要であるとする。

2 議会庁舎の整備にあたっての考え方

基本計画では、周辺環境と調和した庁舎、全ての道民に親しまれる庁舎、高い機能性を持った庁舎及び環境に配慮した庁舎とすることを基本理念とし、議会に必要な機能や耐震安全性の確保、ユニバーサルデザインの導入、省エネルギー性能の確保などを行うとしており、これらを踏まえ、次のような考え方で整備を行う。

(1) 整備の考え方

ア 周辺環境との調和

議会庁舎が所在する道庁周辺地区は、道政の中核機能としての位置付けのほか、開拓史当時の面影を残す道庁前庭を擁するなどの特性を備えた場所となっている。

また、平成14年に札幌市が策定した「都心まちづくり計画」においては、歴史的価値を継承し、新たな魅力の創出を目標としたエリアとして位置づけられている。

このため、議会庁舎の改築整備にあたっては、こうしたこの地区の特性を踏まえ、周辺環境との調和を図る。

イ 必要な機能の確保

議会庁舎は、道民の代表である道議会議員の活動の拠点かつ道政審議の中心的な役割を有する施設であることから、災害発生時において機能不全に陥ることが

ないよう必要な耐震安全性を確保するとともに、議会活動や議会運営の円滑化等を図るため、情報通信技術の活用に努める。

また、食堂などの施設の一般利用や議会の仕組み・役割などを紹介するスペースの設置など議会への関心を高めるような環境づくりを行う。

ウ ユニバーサルデザインの導入

道では、「北海道福祉のまちづくり条例」を定め、障がいのある方や高齢者をはじめ行動上の制限を受ける人々が、公共施設や公共交通機関を円滑に利用できるよう取り組んでいる。

このため、議会庁舎の改築整備にあたっては、多目的トイレや手すりの設置、段差の解消などのバリアフリー対策のほか、誰にでも使いやすく、わかりやすい施設となるようユニバーサルデザインの導入を図る。

エ 環境への配慮

道では、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」を定め、エネルギー使用の効率化、新しいエネルギーの導入に取り組んでいる。

また、「北海道地球温暖化防止対策条例」を定め、事業者のエネルギー使用の合理化に努めることとしている。

このため、議会庁舎の改築整備にあたっては、道内における先導的な取り組みとなるよう、費用対効果にも留意しつつ、省エネルギー技術や太陽光発電など新エネルギー技術の導入を図る。

オ 地域資源の活用

道では、「北海道地域材利用推進方針」等を定め、道産材の利用促進に取り組んでおり、議会庁舎の改築整備にあたっては、道産材などの地域資源の活用を努める。

(2) 整備位置

改築整備中も議会機能を確保するため、新議会庁舎完成までは現議会庁舎を使用することとし、新議会庁舎の整備位置は旧道警本部庁舎跡地とする。

※別紙1のとおり

(3) 整備面積

整備面積は、19,000㎡以内とする。

※内訳は別紙2のとおり

[考え方]

- ・狭隘化の問題等を解決するため各室の機能に合わせ必要な面積を確保。
- ・議会運営を円滑に行うため必要な室等を配置。
- ・配置や面積の算定にあたっては他都府県の事例も参照。

(4) 整備費用

基本計画の試算額111億円(※)をもとに、耐震工法や新エネ・省エネ等の導入など基本計画において費用対効果等を勘案して検討するとされた事項について設計段階で検討を行い、費用の抑制に努める。

※ 連絡通路整備費や現議会庁舎解体費、移転経費は含んでいない。また、今後の資材費や労務費の変動等による影響は考慮していない。

(5) 整備時期

基本計画をもとに設計を行い、できる限り早期の着工・完成を目指す。

(6) その他

ア 現議会庁舎跡地

新議会庁舎の改築整備の場所は、現在来庁者用駐車場として使用していることから、新庁舎完成後は現議会庁舎を解体し、跡地を来庁者用駐車場として整備する。

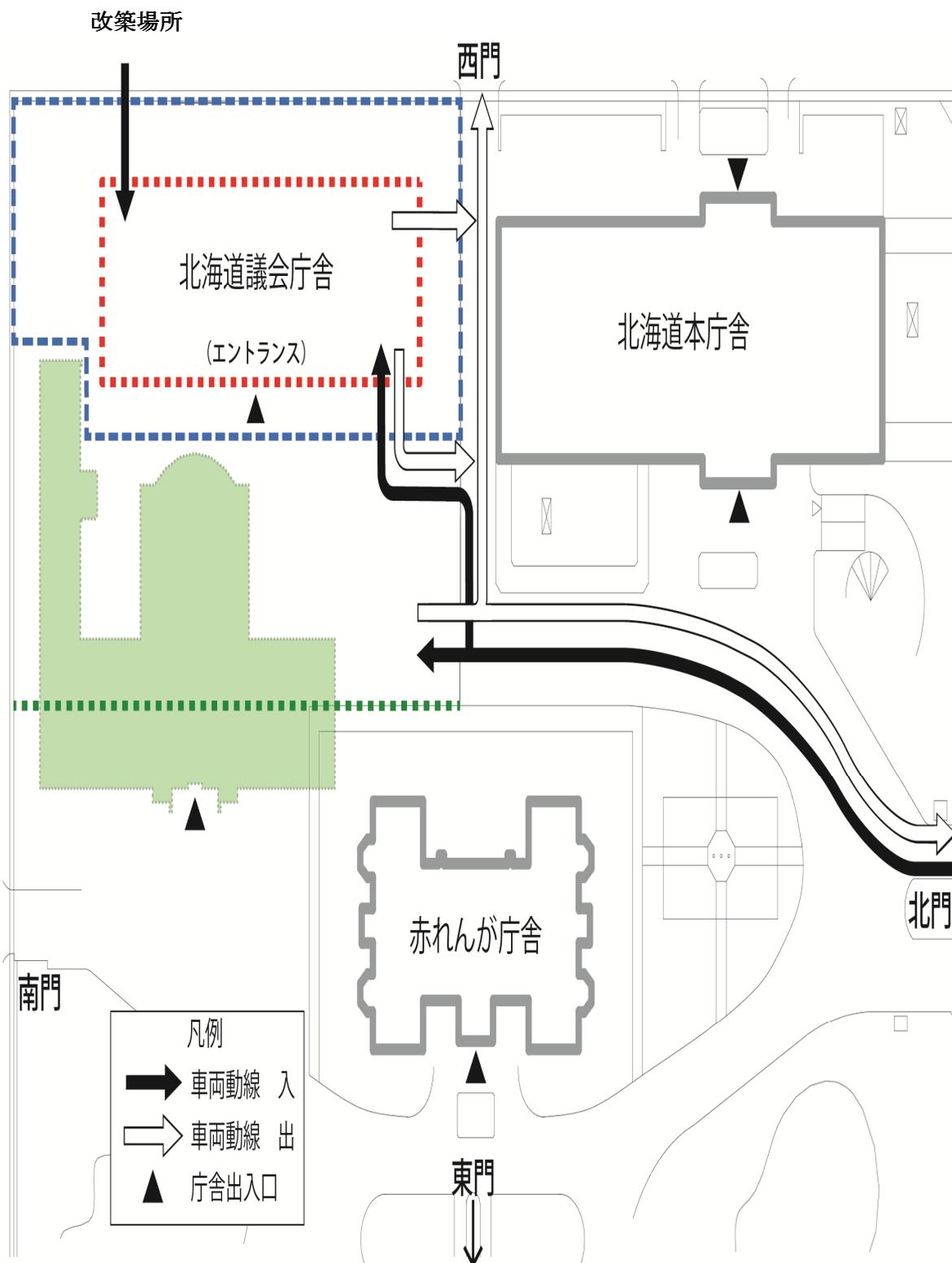
詳細は別途検討する。

イ 本庁舎との連絡通路

議会庁舎と本庁舎をスムーズに移動できるよう、新議会庁舎と本庁舎間に連絡通路を設置する。設置箇所については、現状と同様、地下での接続を基本に検討する。

3 事業手法

事業手法については、民間資金活用の場合は事業の効果が得られにくいこと、現議会庁舎の耐震性の課題に早急に対応する必要があること等を勘案し、道が直接建設する。



議会庁舎の面積に係る計画について

区分	面積(m ²)			
	現行	計画	差引	増減率
議場等	916	1,300	384	142%
議場	355	600	245	169%
傍聴席・記者席	267	400	133	150%
その他(ロビー等)	294	300	6	102%
委員会室	1,675	2,800	1,125	167%
常任・特別	1,546	2,500	954	162%
議運委員会室	93	130	37	140%
議運委員長室	36	60	24	167%
共用室(協議会等)	—	110	110	—
正副議長室	300	500	200	167%
議長室	127	80	▲ 47	63%
副議長室	70	70	0	100%
副室	49	50	1	102%
秘書室	54	80	26	148%
特別応接室	—	120	120	—
来客応接室	—	100	100	—
議員控室(会議室等含む)	2,287	3,000	713	131%
小計	5,178	7,600	2,422	147%
その他施設	2,765	2,900	135	105%
図書室	573	500	▲ 73	87%
執行部使用室	329	500	171	152%
事務局使用室	1,212	1,100	▲ 112	91%
その他	651	800	149	123%
共通	5,192	6,400	1,208	123%
機械等整備室	5,192	1,500	1,208	123%
廊下・トイレ等		4,900		
庁舎面積 計	13,135	16,900	3,765	129%
駐車場	—	2,100	2,100	—
合 計	13,135	19,000	5,865	145%